明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○外務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（外務一七三）　一
○道路に関する件（北陸地方整備局九二、九三）　九
○道路に関する件（中部地方整備局九七）　一〇
○道路に関する件（中国地方整備局七六、七七）　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
庁舎移転（関東地方整備局）　一〇
国家試験
計量士国家試験合格者（経済産業省）　一〇
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十六年度平成二十七年三月分）（財務省）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
外国監査法人等、基本測量関係事項関係　一四
裁判所
破産、免責関係　一七
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所計量法施行規則第百二十一条に基づく環境計量講習、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十六条において準用する同法第六十六条の規定に基づく登録の失効、中日本高速道路株式会社工事区間変更、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・懲戒の処分、住宅型式性能認定、型式適合認定、型式部材等製造者の認証、厚生年金基金解散・清算人就任関係　二三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　二三
会社その他
会社決算公告　二六

告示

○外務省告示第百七十三号

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、外務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドラインを次のように定め、平成二十七年五月二十九日から施行し、平成二十四年四月二日外務省告示第百十二号（外務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン）は、同日付けで廃止する。

平成二十七年五月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

第一　目的【法第一条関係】

このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条及び第八条に基づき、また、法第七条第一項に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成十六年四月閣議決定。平成二十年四月及び平成二十一年九月一部変更。以下「基本方針」という。）を踏まえ、外務省が所管する分野及び法第三十六条第一項ただし書により外務大臣が主務大臣に指定された特定の分野における事業者等（以下「外務省関係事業者」という。）が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該分野の実情や特性等を踏まえ、外務省関係事業者が講じる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として定めるものである。

法は、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の有用性に配慮しつつ、消費者等、個人の権利利益を保護することを目的としており（法第一条）、当該目的は、このガイドラインにおいても、同様である。

このガイドラインにおいて「～ならない」（「努めなければならない」を除く。）と記載している規定については、法の義務規定の対象である個人情報取扱事業者の法的義務であるため、個人情報取扱事業者である外務省関係事業者が従わない場合には、外務大臣により、法違反と判断される可能性がある。一方、個人情報取扱事業者でない外務省関係事業者がこれに従わない場合には、法違反と判断されることはない。

また、このガイドラインにおいて「望ましい」と記載している規定については、外務省関係事業者がそれに従わない場合、個人情報取扱事業者であるか否かを問わず、法違反と判断されることはない。

なお、法違反と判断されることはない場合にも、法の基本理念（法第三条）も踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれるものである（「第三　このガイドラインの適用対象者の範囲」の規定も参照）。

なお、このガイドラインにおいて記載した具体例については、これに限定する趣旨で記載したものではない。また、記載した具体例においても、個別ケースによって別途考慮すべき要素があり得るので注意を要する。

第二　用語の定義【法第二条関係】

一　個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

「個人に関する情報」とは、氏名、性別、生年月日、住所、年齢、職業、続柄等の事実に関する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関する判断や評価を表すすべての情報を指し、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれる。これら「個人に関する情報」が、氏名等と相まって「特定の個人を識別することができる」ことになれば、それが「個人情報」となる。